○貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）（抄）

改　正　後	改　正　前
第二章 特定の運転者に対する特別な指導の指針 貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者にあっては、四輪以上の軽自動車を使用して貨物を運送する事業者に限る。以下この章において同じ。）は、安全規則第10条第２項の規定に基づき、第一章の一般的な指導及び監督に加え、１に掲げる目的を達成するため、２の各号に掲げる事業用自動車の運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、３に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し、安全規則第９条の５第１項又は第９条の６第１項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者等台帳若しくは貨物軽自動車運転者等台帳（以下「運転者等台帳等」という。）に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者等台帳等に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を運転者等台帳等に添付するものとする。また、４の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき運転者等台帳等に添付するものとする。さらに、５に掲げる事項により、運転者として新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。	第二章 特定の運転者に対する特別な指導の指針 一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第10条第２項の規定に基づき、第一章の一般的な指導及び監督に加え、１に掲げる目的を達成するため、２の各号に掲げる事業用自動車の運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、３に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し、安全規則第９条の５第１項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を運転者台帳に添付するものとする。また、４の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき運転者台帳に添付するものとする。さらに、５に掲げる事項により、運転者として新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。
１　目的 貨物自動車運送事業者は、交通事故を引き起こした事業用自動車の運転者についてその再発防止を図り、また、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に習得していない新たに雇い入れた運転者及び加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢者である運転者について交通事故の未然防止を図るためには、これら特定の運転者に対し、よりきめ細かな指導を実施する必要がある。そこで、特定の運転者に対して行う特別な指導は、個々の運転者の状況に応	１　目的 一般貨物自動車運送事業者等は、交通事故を引き起こした事業用自動車の運転者についてその再発防止を図り、また、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に習得していない新たに雇い入れた運転者及び加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢者である運転者について交通事故の未然防止を図るためには、これら特定の運転者に対し、よりきめ細かな指導を実施する必要がある。そこで、特定の運転者に対して行う特別な指導は、個々の運転者の状

じ、適切な時期に十分な時間を確保して事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な事項を確認させることを目的とする。

２　指導の内容及び時間

⑴　（略）

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内　　容	時間
①　事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全を確保するため貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる。	①から⑤までについて一般貨物自動車運送事業者等にあっては合計６時間以上、貨物軽自動車運送事業者にあっては合計５時間以上実施すること。 ⑥については、可能な限り実施するものとする。
②　交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策 交通事故の事例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。	
③　交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する。	
④　交通事故を防止するために留意すべき事項 貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	
⑤　危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路及び交通の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。	

況に応じ、適切な時期に十分な時間を確保して事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な事項を確認させることを目的とする。

２　指導の内容及び時間

⑴　（略）

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内　　容	時間
①　事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全を確保するため貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる。	①から⑤までについて合計６時間以上実施すること。 ⑥については、可能な限り実施することが望ましい。
②　交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策 交通事故の事例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。	
③　交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する。	
④　交通事故を防止するために留意すべき事項 貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	
⑤　危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路及び交通の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。	

⑥　安全運転の実技 　実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	
備考 　貨物軽自動車運送事業者の運転者である事故惹起運転者が交通事故を引き起こした後に貨物軽自動車安全管理者講習を受講した場合、貨物軽自動車運送事業者が当該事故惹起運転者に対する特別な指導を実施したものとみなすことができる。	

⑵　安全規則第３条第１項に基づき一般貨物自動車運送事業者等の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該一般貨物自動車運送事業者等において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。）（以下「初任運転者」という。）

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内　　容	時間
①　貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等 　第一章２に掲げる内容について指導する。この場合において、同章２⑵のうち日常点検に関する事項、同章２⑶のうち事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項並びに同章２⑷のうち貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項については、実際に車両を用いて指導する。	（略）
（略）	

⑶　所属する貨物軽自動車運送事業者の運転者として初めて事業用自動車に乗務する者（当該貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に他の一般貨物自動車運送事業者等

⑥　安全運転の実技 　実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	

⑵　安全規則第３条第１項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。以下「初任運転者」という。）

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内　　容	時間
①　貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等 　第１章２に掲げる内容について指導する。この場合において、同章２⑵のうち日常点検に関する事項、同章２⑶のうち事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項並びに同章２⑷のうち貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項については、実際に車両を用いて指導する。	（略）
（略）	

（新設）

によって運転者として常時選任されたことがある者又は他の貨物軽自動車運送事業者によって運転者として乗務したことがある者を除く。以下「貨物軽自動車初任運転者」という。）

貨物軽自動車初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内容	時間
①　貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等 第一章２に掲げる内容について指導する。	①について５時間以上実施すること。 ②については、可能な限り実施するものとする。
②　安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	
備考 貨物軽自動車初任運転者が事業用自動車に乗務する前３年以内に貨物軽自動車安全管理者講習を受講した場合、貨物軽自動車運送事業者が当該貨物軽自動車初任運転者に対する特別な指導を実施したものとみなすことができる。	

⑷　高齢者である運転者（以下「高齢運転者」という。）

４の⑷の適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

３　特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項

⑴　指導の実施時期

①　（略）

②　初任運転者

当該一般貨物自動車運送事業者等において初めて事業用自動車

⑶　高齢者である運転者（以下「高齢運転者」という。）

４の⑶の適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

３　特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項

⑴　指導の実施時期

①　（略）

②　初任運転者

当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務

に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後１か月以内に実施する。	する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後１か月以内に実施する。
③　貨物軽自動車初任運転者 当該貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後１か月以内に実施する。	（新設）
④　（略）	③　（略）
⑵　きめ細かな指導の実施 事故惹起運転者が交通事故を引き起こした運転行動上の要因を自ら考え、初任運転者及び貨物軽自動車初任運転者（以下「初任運転者等」という。）が事業用自動車の安全な運転に関する自らの技能及び知識の程度を把握し、高齢運転者が加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより、これらの運転者が事業用自動車の運行の安全を確保するための知識の充実並びに技能及び運転行動の改善を図ることができるよう、４の適性診断の結果判明した当該運転者の運転行動の特性も踏まえ、当該運転者と話し合いをしつつきめ細かな指導を実施することが必要である。また、この場合において、当該運転者が気づかない技能、知識又は運転行動に関する問題点があれば、運転者としてのプライドを傷つけないように配慮しつつこれを指摘することが必要である。さらに、指導の終了時に、運転者により安全な運転についての心構え等についてのレポートを作成させるなどして、指導の効果を確認することが望ましい。	⑵　きめ細かな指導の実施 事故惹起運転者が交通事故を引き起こした運転行動上の要因を自ら考え、初任運転者が事業用自動車の安全な運転に関する自らの技能及び知識の程度を把握し、高齢運転者が加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより、これらの運転者が事業用自動車の運行の安全を確保するための知識の充実並びに技能及び運転行動の改善を図ることができるよう、４の適性診断の結果判明した当該運転者の運転行動の特性も踏まえ、当該運転者と話し合いをしつつきめ細かな指導を実施することが必要である。また、この場合において、当該運転者が気づかない技能、知識又は運転行動に関する問題点があれば、運転者としてのプライドを傷つけないように配慮しつつこれを指摘することが必要である。さらに、指導の終了時に、運転者により安全な運転についての心構え等についてのレポートを作成させるなどして、指導の効果を確認することが望ましい。
⑶　（略）	⑶　（略）
４　適性診断の受診	４　適性診断の受診
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　一般貨物自動車運送事業者等の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって当該一般貨物自動車運送事業者等において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に初任診断（初任運転者等のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。	⑵　運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診したことがない者

以下同じ。）を受診したことがない者 当該一般貨物自動車運送事業者等において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後１か月以内に受診させる。 ⑶　所属する貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に初任診断を受診したことがない者 当該貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後１か月以内に受診させる。 ⑷　高齢運転者 適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を65才に達した日以後１年以内（65才以上の者を新たに一般貨物自動車運送事業者等の運転者として選任した場合又は貨物軽自動車運送事業者の運転者として初めて事業用自動車に乗務させる場合には、当該選任の日又は当該乗務の日から１年以内）に１回受診させ、その後３年以内ごとに１回受診させる。 ５　新たに雇い入れた者の事故歴の把握 ⑴　貨物自動車運送事業者は、運転者を新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。 ⑵・⑶　（略）	当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後１か月以内に受診させる。 （新設） ⑶　高齢運転者 適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を65才に達した日以後１年以内（65才以上の者を新たに運転者として選任した場合には、選任の日から１年以内）に１回受診させ、その後３年以内ごとに１回受診させる。 ５　新たに雇い入れた者の事故歴の把握 ⑴　一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第３条第１項に基づき運転者を常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。 ⑵・⑶　（略）

附　則

この告示は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。